

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年5月20日

【事業年度】 第16期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）

【会社名】 アクモス株式会社

【英訳名】 ACMOS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯島秀幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目23番地神保町錦明ビル

【電話番号】 03(3239)2377

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業統括室室長 中川智章

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町三丁目23番地神保町錦明ビル

【電話番号】 03(3239)2377

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業統括室室長 中川智章

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出いたしました第16期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 3 配当政策

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主様等当社のステークホルダーの皆様に対する利益還元策を重要な政策として認識し、連邦経営による企業価値の向上に努めております。

純粹持株会社である当社の配当原資は、主として子会社からの負担金収入及び受取配当金で、当社は中期経営方針において、株主の皆様に対する安定的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資となる収益の持続的な確保に取り組んでおります。

当連結会計年度については、現在の財政状態と内部留保の充実を考慮した結果、剰余金の配当を実施していません。

内部留保については、各子会社の経営基盤の強化や競争力の確保、当社グループの将来の事業展開に向けた投資等に有効に活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行う事ができる」旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、株主様等当社のステークホルダーの皆様に対する利益還元策を重要な政策として認識し、連邦経営による企業価値の向上に努めております。

純粹持株会社である当社の配当原資は、主として子会社からの負担金収入及び受取配当金で、当社は中期経営方針において、株主の皆様に対する安定的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資となる収益の持続的な確保に取り組んでおります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり  
ます。

当連結会計年度については、現在の財政状態と内部留保の充実を考慮した結果、剰余金の配当を実施していません。

内部留保については、各子会社の経営基盤の強化や競争力の確保、当社グループの将来の事業展開に向けた投資等に有効に活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行う事ができる」旨を定款に定めております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (5) 省略

(訂正後)

(1) 省略

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

省略

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項)

省略

(自己の株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(3) ~ (5) 省略